

社会保険労務士の適正な業務の確保について

知っていますか？ 守っていますか？ 社会保険労務士法



はじめに

社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律、労務管理の専門家として社会的に重要な役割を果たしています。

その果たす社会的役割の重要性から、社会保険労務士の業務の適正化を図るために「社会保険労務士法」という法律が定められています。

このパンフレットは、社会保険労務士法に定める社会保険労務士の役割・仕事・守らなければならないルールをわかりやすくまとめたものです。

社会保険労務士とその事務補助作業に係わる様々な方に幅広く本パンフレットをご一読いただき、社会保険労務士法を理解していただきますようお願いいたします。

大阪労働局・大阪府社会保険労務士会

平成25年11月作成

目 次

- 1 社会保険労務士とは
- 2 社会保険労務士の業務
- 3 社会保険労務士に課せられた義務
- 4 社会保険労務士に対する検査等
- 5 社会保険労務士に対する懲戒処分
- 6 社会保険労務士法違反に対する刑事罰

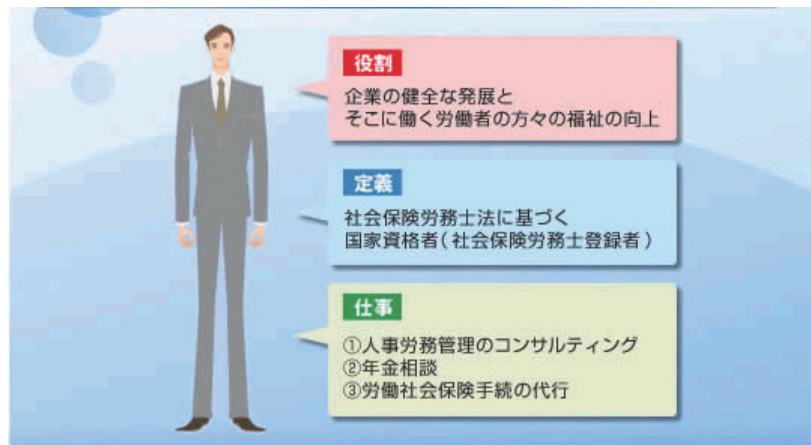
【参考資料 1】 社会保険労務士法（抜粋）
社会保険労務士法施行規則（抜粋）

【参考資料 2】 関係機関連絡先

1 社会保険労務士とは

労働・社会保険の問題の専門家として、①書類等の作成代行、②書類等提出代行、③個別労働関係紛争の解決手続（調整、あっせん等）の代理、④労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行うのが、社会保険労務士です。

※③については、下記の特定社会保険労務士のみ行うことができます。



開業社会保険労務士・勤務等社会保険労務士・特定社会保険労務士の違い

- ・開業社会保険労務士 事務所を開設し、事業主等からの依頼を受け業務を行う。
- ・勤務等社会保険労務士 企業等に属し、所属組織等において業務を行う。
- ・特定社会保険労務士 労使間のトラブルを裁判外で解決するため、事業主や労働者等の代理人として業務を行う。定められた研修を修了し、試験に合格する必要がある。

社会保険労務士の職責（社会保険労務士法第1条の2）

社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければいけません。



社会保険労務士は誰のために業務を行うのか？

社会保険労務士が依頼者の立場に立って業務を行うことは当然です。

しかし、社会保険労務士法第1条の2は、あえて「公正な立場で」企業と労働者を含めた社会全体の利益のために業務を行うように定めています。

もし依頼者が「経営が苦しいから残業代を支払わなくてよい方法はないか？」といった不正行為の相談をしてきたら・・・。

きっぱりと「**NO!**」と言える社会保険労務士であることが求められています。

2 社会保険労務士の業務

社会保険労務士は、専門家として、企業等から労働及び社会保険に関する事務処理の委託を受けて下記の業務を行うことができます。

社会保険労務士の業務（社会保険労務士法第2条、第27条）

社会保険労務士でない者は、営利を目的として以下の業務を行ってはなりません。

- ① 申請書等の作成
- ② 提出代行
- ③ 事務代理
- ④ 紛争解決手続代理業務（特定社会保険労務士に限る）
- ⑤ 帳簿類の作成



申請書等とは？

労働・社会保険に関する法令に基づいて労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等に提出する書類をいいます。

社会保険労務士法では、社会保険労務士が扱える50以上の法令が定められています（参考資料1「社会保険労務士法条文」参照）。

主なものとしては、下記の法律に基づく書類があります。

- ・時間外・休日労働に関する協定届（労働基準法第36条）
- ・労働者死傷病報告（労働安全衛生法第100条）
- ・労働保険概算・確定保険料申告書（労災保険法第24条ほか）
- ・雇用保険被保険者資格取得届（雇用保険法第7条）
- ・雇用調整助成金（休業等）支給申請書（雇用保険法第62条ほか）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（健康保険法第35条・厚生年金保険法第13条） etc.

社会保険労務士が業務を行う上での注意点

労働・社会保険に関する手続や給与等の計算は、非常に複雑で手間がかかるため事業主にとっては負担となる場合があります。

しかも、年度更新を怠ったり、保険料を滞納したりすると、経営者が追徴金や延滞金を徴収されることになり、小さいと思っていたミスによって大きな損害を被ることになりかねません。

専門的な知識を持った社会保険労務士は、このような労働・社会保険関係の事務手続をすばやく正確に行うことができるため、社会保険労務士に業務を委託することは、事業主にとってメリットがあるといえます。

しかし、受託した業務については、進捗状況、業務の内容等を社会保険労務士法に定める帳簿等に記録し、事業主にも確認してもらうようにしましょう。

3 社会保険労務士に課せられた義務

社会保険労務士には、専門家としての知識や立場を悪用して不正を行わないように、守るべき義務が定められています。

不正行為の指示等の禁止（社会保険労務士法第15条）

社会保険労務士は、依頼を受けた企業等に不正行為について、指示をしたり、相談に応じたりしてはいけません。



下記の行為が「不正行為」とみなされます！

- 不正に保険給付を受けること
- 不正に保険料の賦課又は徴収を免れること
- 労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、厚生年金保険法、健康保険法等に違反する行為を行うこと

下記の行為が「指示」や「相談」とみなされます！

- 不正の具体的な方法を教えること
- 法令違反の行為の相談相手となること
- 法令違反の行為に肯定的な回答をすること



信用失墜行為の禁止（同法第16条）

社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはいけません。



信用失墜行為とは？

基本的には、個別的具体的な事案ごとに社会通念に照らし判断されますが、社会保険労務士法に違反する行為はもちろんのこと関係法令に違反する行為、刑法上の犯罪行為にあたる行為、その他の非行をいいます。

【不正行為の具体例】

主な事例	社会保険労務士がかかわった不正行為の内容
 各種助成金等の不正受給	事業主と相談し、中小企業緊急雇用安定助成金等の支給申請の申請書類・添付書類を支給要件に合うように改ざんして、虚偽の内容の申請書等を公共職業安定所に提出した。
 労災かくしの虚偽報告	顧問先が労働災害を隠ぺいする目的で、事実と異なる労働災害の発生場所や発生状況を記載した虚偽の労働者死傷病報告書を作成したことを知りつつ、労働基準監督署にその書類を提出した。
 労働保険料の過少申告	顧問先の労務担当者から依頼を受けて、労働保険料の計算に当たり、事実と異なる労働者数、賃金額に基づく計算を行い、過少な金額を申告書に記載するよう提示した。
 労働基準法に基づく臨検・報告に対する不作為等	労働基準監督官の臨検監督を受けた企業から、対応の依頼を受けたが、臨検を拒む意図をもって、「忙しくて対応出来ない」等回答し、帳簿書類の提出等をしなかった。
 社会保険料に関する虚偽届出	事業主等と相談し、事実と異なる報酬月額により算定基礎届等の届出を作成し、年金事務所に提出した。

【不正行為を行ってしまうと・・・】



社会保険労務士の業務が行えなくなることがあります！

書類への記名押印等（社会保険労務士法施行規則第16条ほか）

開業社会保険労務士等が、事業主等に代わって、36協定、就業規則、労災・雇用・社会保険関係又は助成金関係の書類等の作成、提出代行等を行う場合には、名称表示等が義務付けられています。

提出書類には、下記の例を参考にして、定型印を押す等により、必ず名称表示等を行う必要があります。

【名称表示等の例】 提出書類の所定位置又は欄外余白に行うこと

作成した場合は作成年月日を記載

記名押印は必ず必要です!

〇年〇月〇日作成	社会保険労務士（大阪府社会保険労務士会）		
提出代行者		山田 太郎	印
事務代理者			
			TEL 06-0000-0000

提出代行の場合「提出代行者」、事務代理の場合「事務代理者」を記載

※ この記載はあくまで例であり、定型印を使用する場合は、定められた形状（縦9mm横85mmの長方形）のものを使用してください。



労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・年金事務所では、記名押印のない申請書類については、社会保険労務士法に基づいた適正な委嘱業務であるか確認が困難なため、内容に疑義がある場合の問い合わせや書類の返送等を直接、申請等を行う事業主あてに行うことがあります。

帳簿の備付け及び保存（社会保険労務士法第19条）

開業社会保険労務士は、下記の事項を記載した帳簿を備え付けなければいけません。帳簿及びその関係書類（受託契約書、領収書控等）の保存期間は2年です。

- ①事件の名称（受託事務の内容）
- ②依頼を受けた年月日（個別案件毎）
- ③受けた報酬の額
- ④依頼者の住所及び氏名又は名称
- ⑤事件の概要（依頼を受けてから完結までの事務処理の具体的な経過）

4 社会保険労務士に対する検査等

労働局、厚生局、社会保険労務士会は、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するために監督指導を行っています。

監督官庁による報告及び検査（社会保険労務士法第24条）

厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対し、その業務に関し必要な報告を求めたり、職員をその事務所に立ち入らせて、質問し、帳簿書類を検査させることができます。



監督官庁の権限の行使について

社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律の専門家として、他人の求めに応じ報酬を得て独占的に業務を行う立場が認められています。

もし、社会保険労務士が適正に業務を行わないと、行政の運営に悪影響を与えるだけでなく、関係事業主、労働者等が被害を受けることになります。

社会保険労務士の業務の適正な運営の確保のため、社会保険労務士法には、厚生労働大臣の監督権限が定められています。

なお、厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び都道府県労働局長に委任されています。

社会保険労務士会による注意勧告（同法第25条の33）

社会保険労務士会は、所属する社会保険労務士又は社会保険労務士法人が関係する法律等に違反するおそれがある場合、注意勧告することができます。



監督官庁と社会保険労務士会の連携について

社会保険労務士会は、所属する社会保険労務士に自主的な指導を行うことにより、監督官庁の懲戒処分や刑罰の対象となるべき違法行為を未然に防止することに努めています。

社会保険労務士会が所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人に注意勧告を行った場合、その旨を地方厚生局長又は都道府県労働局長に報告することになっています。



5 社会保険労務士に対する懲戒処分

厚生労働大臣は、職責又は義務に反する行為を行った社会保険労務士に一定の懲戒罰を課すことが出来ます。

懲戒の種類（社会保険労務士法第25条）

社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の3つです。

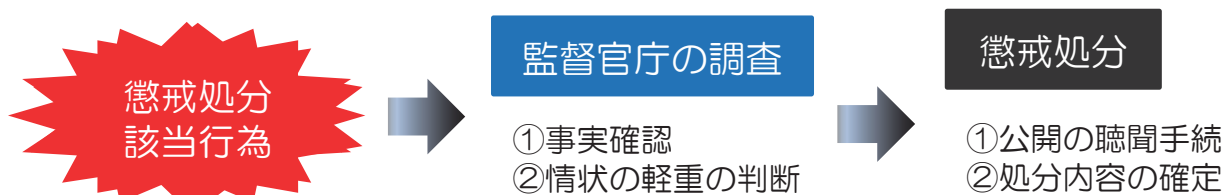
- ① 戒告
- ② 一年以内の業務の停止
- ③ 失格処分（資格を失わせる処分）

懲戒処分に該当する行為（同法第25条の2、第25条の3）

懲戒処分に該当する行為は、次のとおりです。

- ① 真正の事実にして、申請書等の作成、事務代理を行うこと
紛争解決手続代理業務を行うこと
- ② 社会保険労務士法令に違反する等の不正行為を行うこと
- ③ 労働・社会保険に関する法令に違反すること
- ④ 社会保険労務士としてふさわしくない重大な非行を行うこと

【懲戒処分までの流れ】



懲戒処分を受けてしまうと・・・

懲戒処分を受けた社会保険労務士の氏名、住所、不正行為の内容等は官報、厚生労働省のHP等に掲載され、広く世間一般に公表されることになります。

厚生労働省のHPには、懲戒処分の基準や過去の懲戒事例を掲載しておりますので、参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shahorou-tyoukai/>

（検索エンジンで「厚生労働省 社会保険労務士 懲戒」と検索すると上位に表示されます）

6 社会保険労務士法違反に対する刑事罰

社会保険労務士法に違反した社会保険労務士には、懲戒処分と併せて刑事罰（懲役・罰金）が科せられることがあります。

罰則（社会保険労務士法第32条～第38条）

主な違反行為	罰則
保険給付及び保険料に関する不正、労働基準法、職業安定法、厚生年金保険法等に違反する行為についての指示、相談等を行った場合	3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金
懲戒処分の業務停止命令に違反した場合	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
業務に関する帳簿の備付け、保存をしていなかった場合	100万円以下の罰金
労働局、厚生局の行う監督指導に応じない場合 又は 虚偽の報告、答弁をした場合	30万円以下の罰金



社会保険労務士以外の方が社会保険労務士法違反をしたらどうなるの？

無資格者が営利を目的として社会保険労務士の業務を行った場合、社会保険労務士法違反として1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることがあります。

また、社会保険労務士が事務員等を雇用し、補助作業を行わせること自体は差し支えありませんが、**事務員が不正行為を行った場合には、社会保険労務士と事務員が併せて処罰される**ことが法律で定められています。

参 考 資 料 1

社会保険労務士法（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

（社会保険労務士の職責）

第一条の2 社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識できない方式で作られる記憶であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
- 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。
- 一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。
- 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。
- 一の六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

- 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
- 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。
- 2 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士（以下「特定社会保険労務士」という。）に限り、行うことができる。
- 3 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。
 - 一 第一項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続（以下この項において「紛争解決手続」という。）について相談に応ずること。
 - 二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。
 - 三 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。
- 4 第一項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

参考 **労働社会保険諸法令 別表第一（第二条関係）**

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）
- 四 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
- 五 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）
- 六 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）
- 七 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
- 八 駐留軍関係離職者等臨時措置法
（昭和三十三年法律第百五十八号。第十条の二の規定に限る。）
- 九 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）
- 十 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
- 十一 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法
（昭和五十二年法律第九十四号）
- 十二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）
- 十三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）
- 十四 削除
- 十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和三十七年法律第百五十号。第二十五条の規定に限る。）
- 十六 労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
- 十七 港湾労働法（昭和六十三年法律四十号）
- 十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）
- 十九 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
（昭和四十二年法律第九十二号）
- 二十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- 二十の二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）
- 二十の三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
- 二十の四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
- 二十の五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。第七十八条の規定に限る。）

- 二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
- 二十の七 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）
- 二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
- 二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
- 二十の十 本州四国連絡橋の建設に伴う一般客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号。第十六条（第十八条の規定により読み替える場合を含む。）及び第二十条の規定に限る。）
- 二十の十一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律八十八号）
- 二十の十二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
- 二十の十三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
- 二十の十四 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
- 二十の十五 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）
- 二十の十六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- 二十の十七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 二十の十八 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。第十三条の規定に限る。）
- 二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
- 二十の二十一 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。第三十八条及び第五十九条の規定に限る。）
- 二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）
- 二十の二十三 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）
- 二十一 健康保険法
- 二十二 船員保険法
- 二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）
- 二十四 厚生年金保険法
- 二十五 国民健康保険法
- 二十六 国民年金法
- 二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに 附則第五条の二の規定に限る。）
- 二十八 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）
- 二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
- 二十九の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）
- 二十九の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）
- 三十 高齢者の医療の確保に関する法律
- 三十一 介護保険法
- 三十二 前各号に掲げる法律に基づく命令
- 三十三 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

第三章 社会保険労務士の権利及び義務

(不正行為の指示等の禁止)

第十五条 社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第十六条 社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(勤務社会保険労務士の責務)

第十六条の二 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する第二条に規定する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

(研修)

第十六条の三 社会保険労務士は、社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 事業主は、前項に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があつたときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。

(審査事項等を記載した書面の添付等)

第十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）を作成した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となつた事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

2 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従つて作成されていると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従つて作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。

3 社会保険労務士又は社会保険労務士法人が前二項の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付又は付記に係る社会保険労務士は、当該添付書面又は当該付記の末尾に社会保険労務士である旨を付記した上、記名押印しなければならない。

(帳簿の備付け及び保存)

第十九条 開業社会保険労務士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称その他厚生労働大臣が定める事項を記載しなければならない。

2 開業社会保険労務士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から二年間保存しなければならない。開業社会保険労務士でなくなつたときも、同様とする。

(依頼に応ずる義務)

第二十条 開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼（紛争解決手続代理業務に関するものを除く。）を拒んではならない。

(秘密を守る義務)

第二十一条 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなつた後においても、また同様とする。

(業務を行い得ない事件)

第二十二条 社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱つた事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件については、その業務を行つてはならない。

2 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 紛争解決手続代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

五 開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士としてその業務に従事していた期間内に、その開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

(非社会保険労務士との提携の禁止)

第二十三条の二 社会保険労務士は、第二十六条又は第二十七条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

第四章 監督

(報告及び検査)

第二十四条 厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員をして当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の事務所に立ち入り、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に質問し、若しくはその業務に関係のある帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(懲戒の種類)

第二十五条 社会保険労務士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止
- 三 失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう。以下同じ。）

(不正行為の指示等を行つた場合の懲戒)

第二十五条の二 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行つたとき、又は第十五条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。

2 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第二十五条の三 厚生労働大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、社会保険労務士が、第十七条第一項若しくは第二項の規定により添付する書面若しくは同条第一項若しくは第二項の規定による付記に虚偽の記載をしたとき、この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、第二十五条に規定する懲戒処分をすることができる。

(懲戒事由の通知等)

第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。

2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(聴聞の特例)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による懲戒処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録抹消の制限)

第二十五条の四の二 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。

(懲戒処分の通知及び公告)

第二十五条の五 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、官報をもつて公告しなければならない。

第四章の二 社会保険労務士法人

(業務の執行方法)

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二条第一項第一号から第一号の三まで及び第二号に掲げる事務を行わせてはならない。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士でない者に紛争解決手続代理業務を行わせてはならない。

(違法行為等についての処分)

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士（以下この項において「社員等」という。）につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第四章の三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

(社会保険労務士会)

第二十五条の二十六 社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。

2 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条 及び第七十八条 の規定は、社会保険労務士会に準用する。

(会則を守る義務)

第二十五条の三十 社会保険労務士は、所属社会保険労務士会の会則を守らなければならない。

(注意勧告)

第二十五条の三十三 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(連合会)

第二十五条の三十四 全国社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定めて、連合会を設立しなければならない。

2 連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。

(連合会の会則を守る義務)

第二十五条の三十六 社会保険労務士及び社会保険労務士会は、連合会の会則を守らなければならない。

(行政機関への協力)

第二十五条の四十六 厚生労働大臣及びその他の行政機関は、この法律及び労働社会保険諸法令の円滑な実施を図るため、広報、調査その他必要な事項について、社会保険労務士会又は連合会に協力を求めることができる。

(一般的監督等)

第二十五条の四十九 厚生労働大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、試験事務又は代理業務試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、連合会に対し、試験事務又は代理業務試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 第一項の規定による報告の徴収又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雑則

(名称の使用制限)

- 第二十六条** 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 3 社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

(業務の制限)

- 第二十七条** 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

(開業社会保険労務士の使用人等の秘密を守る義務)

- 第二十七条二** 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

第六章 罰則

第三十二条 第十五条（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第十四条の二第一項の規定による登録を受けた者
- 二 第二十一条又は第二十七条の二の規定に違反した者
- 三 第二十三条の二（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十五条の二若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 五 第二十五条の四十二第一項（第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第二十七条の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条（第二十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第二十六条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第二十五条の二十三の二第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者

第三十五条 第二十五条の四十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した社会保険労務士会又は連合会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号（第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。）若しくは第六号又は第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

社会保険労務士法施行規則（抜粋）

第三章 社会保険労務士の権利及び義務

（開業社会保険労務士等による書類への記名押印等）

第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て法第二条 に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等（以下この条において「申請書等」という。）を作成した場合には、作成した書類に作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

2 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二条第一項第一号の二 の規定により申請書等の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければならない。

第四章の三 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

（注意勧告の報告）

第二十二條の二 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対し法第二十五条の三十三 の規定により注意を促し、又は勧告したときは、その旨を所轄の地方厚生局長等又は労働局長に報告しなければならない。

第五章 雑則

（権限の委任）

第三十四条 法第三十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び都道府県労働局長に委任する。

- 一 法第十八条第一項ただし書に規定する許可
- 二 法第二十四条第一項に規定する報告徴収及び立入検査
- 三 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理
- 四 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可
- 五 法第二十五条の四十七に規定する総会の決議の取消しの命令及び役員の解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）
- 六 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徴収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

2 法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

参 考 資 料 2

関係機関連絡先

関係機関名	所在地	電話番号
大阪府社会保険 労務士会	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
大阪労働局 労働基準部監督課	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階	06-6949-6490
近畿厚生局 年金調整課	〒541-8556 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館4階	06-7711-9006

※各都道府県の社会保険労務士会には、会則に基づき、会員社会保険労務士に対する依頼人等からの苦情に対応する機関として「苦情相談窓口」が設置されています。

本パンフレットについて、ご不明な点は大阪労働局監督課
(06-6949-6490)へお問い合わせください。

社会保険労務士の適正な業務の確保について
知っていますか？守っていますか？社会保険労務士法

※ 本パンフレットは、大阪府社会保険労務士会の協賛を得て、
大阪労働局労働基準部監督課にて作成されたものです。
本パンフレットの無断転用、無断複製を禁じます。

平成25年11月作成